薬局製剤製造販売業許可更新申請書

事 項	薬局製剤製造販売業の許可を更新しようとするとき							
根拠法令	法 律 第12条、第23条 施行 令 第4条、第35条、第74条の4、第80条 施行規則 第23条 施行細則 第6条							
提出部数	保健所設置市以外:2部(1部薬事管理課、1部保健福祉事務所) 保健所設置市内:1部(長野市保健所又は松本市保健所)							
添付書類	薬局製剤製造販売業許可証の原本							
手 数 料	保健所設置市以外: 5, 900円(長野県収入証紙) 長 野 市 内: 5, 700円(現金) 松 本 市 内: 5, 900円(現金)							
その他	1. 許可証を紛失した場合、再交付申請手続きを併せて行う。							

薬局製剤製造販売業許可更新申請書

許可	番	号	及	び	年	月	日				
主 を 表	る 所	機 (能	を 計)	有 の	す名	る称				
主 た 事 務 \bar{p}		機 (薬	能局		有 り 所		る地				
許	可		の種類				類	薬局製剤製造販売業許可			
(法 薬 事 責 任	12		す		業	務) に 名				
総括集 (総括	製造	販売	責任	- 者補	育	ì	名	薬剤師名簿 資 格 登録番号: 登録年月日:			
佐薬剤っては							所				
申請者に	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者									
頭者 (注	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消し の日から3年を経過していない者									
(法人にあつ	(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者									
ては、	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事 に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違 反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者									
薬事:	(5)	麻薬	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者								
に関する業務の欠格条項	(6)	精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行うに 当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで きない者									
業項 務 ((7)	製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験 を有すると認められない者									
備							考	薬局開設許可番号: 薬局開設許可年月日:			

上記により、薬局製剤製造販売業の許可の更新を申請します。

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

長野県知事 市長